

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (95) 2
- 世田谷区予算事務規則の一部を改正する規則 (96) 2
- 世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (97) 2
- 世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則 (98) 2
- 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (99) 2
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則 (100) 2
- 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (101) 3
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (102) 3
- 世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則 (103) 3

訓 令 甲

- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正 (46) 3
- 世田谷区保健所処務規程の一部改正 (47) 3

告 示

- 子ども・子育て支援法に基づく地域型保育を行う事業者の確認の告示 (602) 4
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (603) 4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示 (604) 4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示 (605) 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (606) 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (607) 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (608) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (609) 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (610) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (611) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (612) 5

- 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例による改正後の世田谷区特別区税条例に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する指定行事のうち、区長が指定するものを定める告示 (613) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (614) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (615) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (616) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (617) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (618) 5
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示 (619) 5
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (620) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (621) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (622) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (623) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (624) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (625) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (626) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (627) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (628) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (629) 6
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (630) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (631) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (632) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (633) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (634) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (635) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (636) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (637) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (638) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (639) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (640) 8

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (641) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (642) 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (643) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (644) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (645) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (646) 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (647) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (648) 8
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (649) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (650) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (651) 9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (652) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (653) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (654) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (655) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (656) 9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (657) 9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (658) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (659) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (660) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (661) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (662) 10
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (663) 10
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (664) 10
- 世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の変更の告示 (665) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (666) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (667) 10

公 告

- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画案の縦覧の公告 (52) 11
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (53) 11

- 建築基準法に基づく公聴会開催の公告(54).....11
- 告 示(農)
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(8).....11

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和2年8月27日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第95号
世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則
世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「交流推進担当部」を「財政担当部、交流推進担当部」に改め、同条第2項の表交流推進担当部の項の前に次のように加える。
財政担当部

- (1) 財政に関すること。

第9条の2第1項中「政策経営部に財政制度担当参事を、スポーツ推進部」を「スポーツ推進部」に改め、同条第2項の表財政制度担当参事の項を削る。

「 財政課
広報広聴課
ICT推進課
財政制度担当参事」

第11条第1項の表中
「 広報広聴課
ICT推進課
を 財政担当部
財政課
」
に改める。

第12条第4項中「室に」の次に「次長又は」を加え、同条第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 次長は、部長又は室長を補佐するとともに、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、その領域内の事務を調整する。
第16条第1項の表財政課の部を削り、同条第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 財政担当部の財政課及び各担当係長の分掌事務又は担任事務は、次のとおりとする。

- 財政課
財政担当係長
- (1) 財政計画に関すること。
 - (2) 予算の統括に関すること。
 - (3) 予算の調整、配当、執行監督及び調査報告に関すること。
 - (4) 財政状況の公表に関すること。
 - (5) 主要施策の成果及び予算の執行実績に関すること。
 - (6) 特別区債の発行及び償還に関すること。
 - (7) 財政調整基金に関すること。
 - (8) 減債基金に関すること。
 - (9) ふるさと納税対策担当係長に属しないこと。

ふるさと納税対策担当係長
(1) ふるさと納税対策に関すること。
附 則
この規則は、令和2年9月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。
令和2年8月31日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第96号
世田谷区予算事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第97号
世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第98号
世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第99号
世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第100号
世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第101号
世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区規則第102号
世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第103号
世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区予算事務規則の一部を改正する規則

世田谷区予算事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「政策経営部長」を「財政担当部長」に改める。

第6条第1項中「政策経営部長」を「財政担当部長」に改め、同条第2項第5号を次のように改める。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、財政担当部長が必要と認める事項

第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第16条、第18条、第20条第3項から第5項まで、第21条第1項、第22条第2項、第23条、第24条、第25条第1項及び第2項、第26条、第28条並びに第29条並びに様式中「政策経営部長」を「財政担当部長」に改める。

附 則
この規則は、令和2年9月1日から施行する。

世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例施行規則(平成9年9月世田谷区規則第110号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。
(12) 世田谷区立健康増進・交流施設条例(平成24年3月世田谷区条例第8号)に規定する使用料(会議室の使用に係る使用料に限る。)

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則

世田谷区公文書管理規則(令和2年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表2の部(1)の款カの項中「政策経営部財政課」を「財政担当部財政課」に改める。

附 則
この規則は、令和2年9月1日から施行する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第76号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第43条第3項」を「第43条第2項」に、「法人でなければならぬもの」を「こと」に改める。

第10条の2第1項中「該当する者である」を「該当する」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定(「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める部分に限る。)は、令和2年9月10日から施行する。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表45の項第7号中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同項第8号中「第14条第10項」を「第14条第14項」に改め、同項中第46号を第48号とし、第24号から第45号までを2号ずつ繰り下げ、同項第23号中「第70条第1項及び第2項」を「第70条第1項及び第3項」に改め、同号を同項第25号とし、同項第22号中「第69条第4項」を「第69条第5項」に改め、同号を同項第24号とし、同項第21号を同項第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (23) 法第69条第4項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は法第56条の2第1項に規定する確認の手續に係る関係者に対する報告の徴取、それらの施設に対する立入検査、従業員等への質問及び試験検査のための収去

別表45の項第20号を同項第21号とし、同項第19号中「第10条」を「第10条第1項」に改め、「高度管理医療機器等並びに」を削り、同号を同項第20号とし、同項第18号

の次に次の1号を加える。
 (19) 法第40条第1項において準用する法第10条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の廃止、休止、再開又は管理者等の変更の届出の受理
 附 則
 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例(平成29年12月世田谷区条例第63号)附則第1項ただし書に規定する規定(世田谷区営豪徳寺アパート(1号棟)の項に係る部分に限る。)の施行期日は、令和2年8月31日とする。

世田谷区会計事務規則の一部を改正

財政担当部財政課
 財政担当係長(財政課長が指定する者)

別表第1世田谷保健所感染症対策課感染症対策担当係長の項の次に次のように加える。

世田谷保健所地域保健課
 地域保健調整係長

附 則
 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第46号

庁 中 一 般
 総 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和2年8月27日

世田谷区長 保坂展人

第8条の表区民課の部区民係(烏山総合支所を除く。)の項第9号及び同部区民・戸籍担当係長(烏山総合支所に限る。)の項第9号中「及び裁定請求」を削る。

第9条の表健康づくり課の部保健医療担当係長(玉川総合支所を除く。)の項中「(玉川総合支所を除く。)」を削る。

別表2の部区民課の款5の項課長決定の欄第2号を削る。

附 則

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第47号

庁 中 一 般
 保 健 所

世田谷区保健所処務規程(昭和62年8月世田谷区訓令甲第52号)の一部を次のように改正する。

令和2年8月27日

世田谷区長 保坂展人

第3条第1項の表中「感染症対策課」を

する規則

世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表政策経営部財政課ふるさと納税対策担当係長の項中「政策経営部」を「財政担当部」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区物品管理規則(昭和60年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1政策経営部財政課財政担当係長(財政課長が指定する者)の項を削り、同表政策経営部ICT推進課ICT推進担当係長(ICT推進課長が指定する者)の項の次に次のように加える。

「感染症対策課
 地域保健課
 世田谷保健相談課
 北沢保健相談課 に改める。
 玉川保健相談課
 砧保健相談課
 烏山保健相談課」

第7条の表感染症対策課の部の次に次のように加える。

地域保健課

地域保健調整係

- (1) 各保健相談課との連絡調整に関すること。
- (2) 感染症に係る統計情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 住民に対する予防接種の調整に関すること。
- (4) 感染症の防疫に関すること。
- (5) 医療職の応援に係る調整に関すること。
- (6) 難病等に係る対策及び調整に関すること。

世田谷保健相談課

保健相談係

- (1) 世田谷地域における健康づくりの推進に関すること。
- (2) 世田谷地域における母子保健に関すること。
- (3) 世田谷地域における精神保健相談等に関すること。
- (4) 世田谷地域における難病、障害者(障害児を含む。)、高齢者等に係る在宅療養相談に関すること。
- (5) 感染症の防疫に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、世

田谷地域における必要な保健相談に関すること。

- (7) 保健医療担当係長に属しないこと。

保健医療担当係長

- (1) 世田谷地域における保健医療に関すること。

北沢保健相談課

保健相談係

- (1) 北沢地域における健康づくりの推進に関すること。
- (2) 北沢地域における母子保健に関すること。
- (3) 北沢地域における精神保健相談等に関すること。
- (4) 北沢地域における難病、障害者(障害児を含む。)、高齢者等に係る在宅療養相談に関すること。
- (5) 感染症の防疫に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、北沢地域における必要な保健相談に関すること。
- (7) 保健医療担当係長に属しないこと。

保健医療担当係長

- (1) 北沢地域における保健医療に関すること。

玉川保健相談課

保健相談係

- (1) 玉川地域における健康づくりの推進に関すること。
- (2) 玉川地域における母子保健に関すること。
- (3) 玉川地域における精神保健相談等に関すること。
- (4) 玉川地域における難病、障害者(障害児を含む。)、高齢者等に係る在宅療養相談に関すること。
- (5) 感染症の防疫に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、玉川地域における必要な保健相談に関すること。
- (7) 保健医療担当係長に属しないこと。

保健医療担当係長

- (1) 玉川地域における保健医療に関すること。

砧保健相談課

保健相談係

- (1) 砧地域における健康づくりの推進に関すること。
- (2) 砧地域における母子保健に関すること。
- (3) 砧地域における精神保健相談等に関すること。
- (4) 砧地域における難病、障害者(障害児を含む。)、高齢者等に係る在宅療養相談に関すること。
- (5) 感染症の防疫に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、砧地域における必要な保健相談に関すること。
- (7) 保健医療担当係長に属しないこと。

保健医療担当係長

- (1) 砧地域における保健医療に関する

世田谷区公報

<p>ること。 烏山保健相談課 保健相談係</p> <p>(1) 烏山地域における健康づくりの推進に関すること。 (2) 烏山地域における母子保健に関すること。 (3) 烏山地域における精神保健相談</p>	<p>等に関すること。 (4) 烏山地域における難病、障害者(障害児を含む。)、高齢者等に係る在宅療養相談に関すること。 (5) 感染症の防疫に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、烏山地域における必要な保健相談に関すること。</p>	<p>(7) 保健医療担当係長に属しないこと。 保健医療担当係長</p> <p>(1) 烏山地域における保健医療に関すること。 別表4の部を同表5の部とし、同表3の部の次に次のように加える。</p>
---	--	---

4 世田谷保健相談課、北沢保健相談課、玉川保健相談課、砧保健相談課及び烏山保健相談課

件名	区長決定	副区長決定	所長決定	副所長決定	課長決定
1 健康づくりの推進に関すること。				1 地域における健康づくりに関する方針を策定すること。	1 地域における健康づくりに関する事業計画を策定すること。

附則
この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

告示

◎世田谷区告示第602号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項の規定による地域型保育を行う事業者の確認をしたので、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年8月3日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第603号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年8月3日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第604号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和2年8月3日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区北烏山六丁目29番先から世田谷区北烏山六丁目16番先まで
- 3 指定年月日
令和2年8月3日

◎世田谷区告示第605号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次の

とおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和2年8月3日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区大原一丁目50番先から世田谷区大原一丁目31番先まで
- 3 指定年月日
令和2年8月3日

◎世田谷区告示第606号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年8月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第607号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年8月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第608号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年8月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第609号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次の

ように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年8月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷三丁目831番12の内から831番5の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.35メートル
幅員 0.12メートルから0.13メートルまで
面積 1.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年8月6日

◎世田谷区告示第610号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-D445-08
- 2 変更の区間
世田谷区砧三丁目189番18の内
- 3 変更の区域
延長 3.56メートル
幅員 0.07メートルから0.08メートルまで
面積 0.29平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年8月6日

◎世田谷区告示第611号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月6日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区東玉川二丁目81番11の内

3 変更の区域
延長 16.47メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 2.80平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年8月6日

◎世田谷区告示第612号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年8月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年8月6日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
46-5

2 変更の区間
世田谷区経堂二丁目417番1の内

3 変更の区域
延長 13.09メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 2.35平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年8月6日

◎世田谷区告示第613号
世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例(令和2年6月世田谷区条例第29号)による改正後の世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)付則第18条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和2年政令第160号)第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。
令和2年8月7日
世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区告示第614号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年8月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年8月7日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
47-31

2 変更の区間
世田谷区船橋三丁目215番11の内から215番39の内まで

3 変更の区域
延長 10.43メートル

幅員 0.00メートルから
0.11メートルまで

面積 0.70平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年8月7日

◎世田谷区告示第615号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年8月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年8月7日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区太子堂五丁目219番13から219番15まで

3 変更の区域
延長 10.07メートル
幅員 0.15メートルから
0.19メートルまで
面積 1.73平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年8月7日

◎世田谷区告示第616号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年8月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年8月7日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区東玉川二丁目167番8の内から167番2の内まで

3 変更の区域
延長 19.71メートル
幅員 0.09メートルから
0.19メートルまで
面積 3.28平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年8月7日

◎世田谷区告示第617号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年8月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年8月11日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区桜一丁目721番55の内
(2) 世田谷区桜一丁目721番55の内

3 変更の区域

(1) 延長 2.99メートル
幅員 0.00メートルから
0.03メートルまで
面積 0.07平方メートル

(2) 延長 12.08メートル
幅員 0.00メートルから
0.69メートルまで
面積 2.59平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年8月11日

◎世田谷区告示第618号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年8月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年8月11日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区船橋一丁目144番36の内から144番4の内まで

3 変更の区域
延長 12.28メートル
幅員 0.61メートルから
0.85メートルまで
面積 8.20平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年8月11日

◎世田谷区告示第619号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第5号の規定により次のとおり告示する。
令和2年8月12日
世田谷区長 保坂展人

1 名称
玉川町会

2 区域
世田谷区玉川一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の全域

3 主たる事務所
東京都世田谷区玉川二丁目2番1-209号

4 代表者の氏名及び住所
芳賀孝
東京都世田谷区玉川三丁目38番8号

5 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
松本順一
東京都世田谷区玉川四丁目13番3-305号

◎世田谷区告示第620号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づく

世田谷区公報

り担当部建築安全課において縦覧に供する。
 令和2年8月12日
 世田谷区長 保坂展人

1	指定番号	第166号
2	指定年月日	令和2年8月11日
3	指定する道路の種類	都市計画法(昭和43年法律第100号)による道路
4	指定する道路の区域	世田谷区南鳥山五丁目640番15の内から676番3まで
5	指定する道路の延長	173.35メートル
6	指定する道路の幅員	6.00メートルから6.12メートルまで

◎世田谷区告示第621号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月12日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区梅丘一丁目1474番41から1474番40まで
3	変更の区域	延長 13.89メートル 幅員 0.18メートルから0.19メートルまで 面積 2.71平方メートル
4	供用開始の期日	令和2年8月12日

◎世田谷区告示第622号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月12日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区喜多見四丁目3514番26の内
3	変更の区域	延長 7.25メートル 幅員 0.99メートル 面積 7.24平方メートル
4	供用開始の期日	令和2年8月12日

◎世田谷区告示第623号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月12日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区太子堂三丁目59番5の内
3	変更の区域	延長 5.49メートル 幅員 0.84メートルから0.91メートルまで 面積 5.21平方メートル
4	供用開始の期日	令和2年8月12日

◎世田谷区告示第624号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月12日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区代田五丁目901番20の内
3	変更の区域	延長 0.02メートル 幅員 0.25メートル 面積 1.03平方メートル
4	供用開始の期日	令和2年8月12日

◎世田谷区告示第625号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月12日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	48-11
2	変更の区間	世田谷区船橋一丁目144番37の内から144番25の内まで
3	変更の区域	延長 13.24メートル 幅員 0.17メートルから0.22メートルまで 面積 2.61平方メートル
4	供用開始の期日	令和2年8月12日

◎世田谷区告示第626号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和2年8月13日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月13日
 世田谷区長 保坂展人

1	指定番号	41-G077
2	廃止する起終	世田谷区北鳥山九丁目1932番7地先無番から1931番7地先無番まで
3	廃止の期日	令和2年8月13日

◎世田谷区告示第627号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和2年8月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月13日
 世田谷区長 保坂展人

1	指定番号	21-G150
2	一部を廃止する起終点	(旧)世田谷区松原二丁目752番35地先無番から752番1地先無番まで (新)世田谷区松原二丁目752番35地先無番
3	廃止の期日	令和2年8月13日

◎世田谷区告示第628号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月13日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区新町二丁目272番8の内
3	変更の区域	延長 6.62メートル 幅員 0.59メートルから0.61メートルまで 面積 3.97平方メートル
4	供用開始の期日	令和2年8月13日

◎世田谷区告示第629号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月13日
 世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	

世田谷区世田谷四丁目953番6から961番12まで

3 変更の区域
 延長 7.73メートル
 幅員 0.82メートルから0.89メートルまで
 面積 6.48平方メートル

4 供用開始の期日
 令和2年8月13日

◎世田谷区告示第630号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和2年8月13日
 世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
 東京都市計画緑地第64号成城みつ池緑地

2 都市計画を定める土地の区域
 変更する部分
 世田谷区成城四丁目地内

3 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第631号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月14日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区玉堤一丁目2393番2

3 変更の区域
 延長 16.69メートル
 幅員 0.16メートルから0.20メートルまで
 面積 3.06平方メートル

4 供用開始の期日
 令和2年8月14日

◎世田谷区告示第632号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月14日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区上北沢四丁目1110番142の内

3 変更の区域

延長 5.94メートル
 幅員 0.47メートルから0.48メートルまで
 面積 2.85平方メートル

4 供用開始の期日
 令和2年8月14日

◎世田谷区告示第633号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年8月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年8月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 36-5

2 変更の区間
 世田谷区若林一丁目11番69から11番71まで

3 変更の区域
 延長 12.12メートル
 幅員 0.62メートルから0.63メートルまで
 面積 7.56平方メートル

4 供用開始の期日
 令和2年8月17日

◎世田谷区告示第634号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
 令和2年8月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 ニチイケアセンター烏山

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区北烏山六丁目1番16号

3 事業者の名称
 株式会社ニチイ学館

4 廃止届受理年月日
 令和2年8月3日

5 サービスの種類
 居宅介護支援

◎世田谷区告示第635号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
 令和2年8月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 ニチイケアセンター北沢

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区大原一丁目23番15号三京ビル3階

3 事業者の名称
 株式会社ニチイ学館

4 廃止届受理年月日
 令和2年8月3日

5 サービスの種類
 居宅介護支援

◎世田谷区告示第636号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
 令和2年8月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 ニチイケアセンター三軒茶屋

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区三宿一丁目14番2号Ogura BLDG 3階

3 事業者の名称
 株式会社ニチイ学館

4 廃止届受理年月日
 令和2年8月3日

5 サービスの種類
 居宅介護支援

◎世田谷区告示第637号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
 令和2年8月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 ニチイケアセンター成城

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区成城六丁目5番25号第1住野ビル403

3 事業者の名称
 株式会社ニチイ学館

4 廃止届受理年月日
 令和2年8月3日

5 サービスの種類
 居宅介護支援

◎世田谷区告示第638号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
 令和2年8月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 ニチイケアセンター用賀

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区用賀三丁目9番12号

3 事業者の名称
 株式会社ニチイ学館

4 廃止届受理年月日
 令和2年8月3日

5 サービスの種類
 居宅介護支援

◎世田谷区告示第639号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
 令和2年8月17日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 ニチイケアセンター祖師谷

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区

世田谷区公報

3	事業者の名称	祖師谷一丁目2番15号 株式会社ニチイ学館
4	廃止届受理年月日	令和2年8月3日
5	サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第640号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G018
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目900番51
- 3 変更の区域
延長 5.30メートル
幅員 0.62メートル
面積 3.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年8月17日

◎世田谷区告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川一丁目145番5の内
- 3 変更の区域
延長 6.99メートル
幅員 0.37メートル
面積 2.59平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年8月17日

◎世田谷区告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
35-34
- 2 変更の区間
世田谷区粕谷四丁目522番39から522番51まで
- 3 変更の区域
延長 7.17メートル

幅員	0.99メートルから 1.00メートルまで
面積	7.16平方メートル

◎世田谷区告示第643号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
45-G075
- 2 廃止する起終点
世田谷区宇奈根二丁目175番地先無番から175番地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和2年8月18日

◎世田谷区告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂五丁目163番11の内
- 3 変更の区域
延長 6.74メートル
幅員 0.28メートルから
0.37メートルまで
面積 2.26平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年8月18日

◎世田谷区告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
32-26
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1060番110の内から1060番50の内まで
- 3 変更の区域
延長 13.09メートル
幅員 0.01メートルから
0.09メートルまで
面積 0.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年8月18日

◎世田谷区告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2031番41の内から2031番48まで
- 3 変更の区域
延長 11.16メートル
幅員 0.62メートルから
0.63メートルまで
面積 10.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年8月19日

◎世田谷区告示第647号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G054
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2031番41の内から2031番47まで
- 3 変更の区域
延長 18.72メートル
幅員 0.67メートルから
0.75メートルまで
面積 13.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年8月19日

◎世田谷区告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目570番8
- 3 変更の区域
延長 7.10メートル
幅員 0.61メートルから
0.64メートルまで
面積 4.51平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年8月19日

◎世田谷区告示第649号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年8月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第2847号
- 2 指定取消年月日 令和2年8月19日
- 3 指定取消の位置 世田谷区喜多見四丁目3519番9の一部及び3521番1の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 12.10メートル
- 6 申請者氏名 出竹 マサ子

◎世田谷区告示第650号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 33-65
- 2 変更の区間 世田谷区若林二丁目543番106から543番103まで
- 3 変更の区域
延長 12.74メートル
幅員 0.16メートルから0.19メートルまで
面積 2.23平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月20日

◎世田谷区告示第651号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
- 2 変更の区間 世田谷区鎌田四丁目20番15の内
- 3 変更の区域
延長 7.00メートル
幅員 0.15メートル
面積 1.09平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月20日

◎世田谷区告示第652号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年8月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 青藍会在宅医療支援センターハートハウス成城
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区成城二丁目35番3号101
- 3 事業者の名称 社会福祉法人青藍会
- 4 指定年月日 令和2年9月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第653号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区鎌田二丁目229番21から229番24まで
- 3 変更の区域
延長 57.93メートル
幅員 0.18メートルまで
面積 10.46平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月21日

◎世田谷区告示第654号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区砧三丁目206番3の内
- 3 変更の区域
延長 6.20メートル
幅員 0.49メートルから0.62メートルまで
面積 3.47平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月21日

◎世田谷区告示第655号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 43-D412-08

2 変更の区間

世田谷区砧六丁目127番71から127番70まで

3 変更の区域

延長 18.78メートル
幅員 0.09メートルから0.44メートルまで
面積 6.79平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年8月21日

◎世田谷区告示第656号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 11-D073-09
- 2 変更の区間 世田谷区大原一丁目1094番11の内
- 3 変更の区域
延長 11.28メートル
幅員 0.72メートルから0.74メートルまで
面積 8.96平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月24日

◎世田谷区告示第657号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 医療法人社団東聖会おおしまケアプランセンター
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区喜多見八丁目22番6号2階
- 3 事業者の名称 医療法人社団東聖会
- 4 指定年月日 令和2年9月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第658号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 医療法人社団翔未会桜新町クリニック
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区桜新町一丁目7番6号
- 3 事業者の名称 医療法人社団翔未会

- 4 廃止届受理年月日 令和2年8月13日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区上北沢五丁目1165番78の内から77の内まで
- 3 変更の区域
 - 延長 22.24メートル
 - 幅員 0.18メートルから0.22メートルまで
 - 面積 4.67平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月26日

◎世田谷区告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 34-25
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区上北沢五丁目1165番84の内
 - (2) 世田谷区上北沢五丁目1165番84の内
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 11.76メートル
 - 幅員 0.18メートルから0.20メートルまで
 - 面積 3.78平方メートル
 - (2) 延長 8.42メートル
 - 幅員 0.25メートルから0.28メートルまで
 - 面積 2.28平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月26日

◎世田谷区告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1

- (2) 28-1
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区羽根木一丁目1674番136の内
 - (2) 世田谷区羽根木一丁目1674番136の内
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 21.38メートル
 - 幅員 0.47メートルから0.52メートルまで
 - 面積 12.70平方メートル
 - (2) 延長 3.77メートル
 - 幅員 0.68メートルから0.69メートルまで
 - 面積 2.60平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月27日

◎世田谷区告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 43-10
- 2 変更の区間 世田谷区岡本一丁目1285番3から1284番5まで
- 3 変更の区域
 - 延長 24.40メートル
 - 幅員 1.00メートル
 - 面積 24.81平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月27日

◎世田谷区告示第663号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年8月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2849号
- 2 指定年月日 令和2年8月27日
- 3 指定の位置 世田谷区弦巻五丁目620番22の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 17.73メートル
- 6 申請者氏名 株式会社グランデ 代表取締役 小野 雅之

◎世田谷区告示第664号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年8月28日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第665号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき委託した世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）第12条に規定する使用料の収納の事務について、委託内容を次のとおり変更したので告示する。

令和2年8月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
 - (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
 - (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 2 委託する施設及び委託期間
 - (1) 施設名 世田谷区立玉川区民会館
 - (2) 委託期間 (変更前) 令和2年4月1日から同年8月31日まで (変更後) 令和2年4月1日から令和3年1月11日まで

◎世田谷区告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区成城三丁目1270番13から1270番15まで
- 3 変更の区域
 - 延長 40.10メートル
 - 幅員 0.63メートル
 - 面積 25.19平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年8月31日

◎世田谷区告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年8月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区等々力五丁目19番21から19番23の内まで
- 3 変更の区域
 - 延長 9.08メートル
 - 幅員 1.27メートルから1.28メートルまで

<p>面積 11.61平方メートル 4 供用開始の期日 令和2年8月31日</p>	<p>で 5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p>	
<p>公 告</p>		
<p>◎世田谷区公告第52号 世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。 なお、その案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。 令和2年8月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 地区街づくり計画の名称 上用賀一丁目地区地区街づくり計画</p> <p>2 地区街づくり計画を定める土地の位置及び区域 世田谷区上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目及び上用賀四丁目各地内</p> <p>3 地区街づくり計画の案の縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課</p> <p>4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和2年8月3日から同月17日まで</p> <p>5 意見書の提出先 世田谷区玉川総合支所街づくり課</p>	<p>◎世田谷区公告第54号 公開による意見の聴取の開催について 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。 利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。 令和2年8月7日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 公聴会を行う日時 令和2年8月14日（金曜日）午前10時00分から</p> <p>2 公聴会を行う場所 東京都世田谷区代沢5丁目8番19号 世田谷区立代沢地区会館第1会議室</p> <p>3 公聴会を行う理由 別紙の建築許可をするため 別紙省略</p>	
<p>告 示（農）</p>		
<p>◎世田谷区公告第53号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。 令和2年8月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画上用賀一丁目地区地区計画</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目及び上用賀四丁目各地内</p> <p>3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課</p> <p>4 縦覧期間 令和2年8月3日から同月17日まで</p>	<p>◎世田谷区農業委員会告示第8号 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第1回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。 令和2年8月20日 世田谷区農業委員会会長 穴戸幸男</p> <p>1 開催日時 令和2年8月31日（月） 午後3時</p> <p>2 開催場所 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎5階会議室</p> <p>3 審議事項 (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について (3) 第3号議案 その他の事項について</p>	